

目 次

一般社団法人美馬青年会議所定款	2
一般社団法人美馬青年会議所会員資格規定	10
一般社団法人美馬青年会議所役員選任の方法に関する規定	12
一般社団法人美馬青年会議所運営規定	15
一般社団法人美馬青年会議所庶務規定	18

一般社団法人美馬青年会議所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人美馬青年会議所 (MIMA Junior Chamber, INC. 以下「本会議所」という。) と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、事務局を徳島県美馬市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
2. 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究及び改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
3. 指導力啓発の知識及び教養の修得と向上並びに能力の開発に資する事業
4. 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する行事の開催
5. 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
6. その他本会議所の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び財団法人法」という。）上の社員とする。

1. 正会員
2. 特別会員
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(正会員)

第7条 正会員は、美馬市もしくはつるぎ町に住所又は勤務地を有する満20才以上満40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、事業年度中に満40才に達した場合には、その年度内はなお正会員としての資格を有する。

2 本会議所に入会を希望するものは、正会員2名以上の責任ある推薦を得て、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(特別会員)

第8条 特別会員は、満40才となった事業年度の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者とする。

(名誉会員)

第9条 本会議所に功労のあるもので、理事会の議決を経て推薦されたものを名誉会員とする。

(賛助会員)

第10条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認されたものは、賛助会員となることができる。

(会員の権利)

第11条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有し、又総会において各1個の表決権を有し、本会議所役員並びに日本青年会議所役員及び委員に選任される資格を有する。

(会員の義務)

第12条 本会議所の会員は、この定款その他の定めを遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第13条 正会員になろうとする者は、総会において定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 本会議所の会員は、総会において定めるところにより、会費又は特別会費を所定期日までに納入しなければならない。

(休会)

第14条 長期にわたる病気その他の理由により、長期欠席を余儀なくされる本会議所の会員は、休会届を提出し、理事会の承認を得て、休会することができる。

2 休会中の会費は、原則としてこれを免除しない。

(会員資格の喪失)

第15条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

1. 退会したとき。
2. 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
3. 破産手続き開始の決定を受けたとき。
4. 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
5. 除名されたとき。

(退会)

第16条 本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第17条 本会議所の会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を得てその会員を除名することができる。

1. 会費を1年以上納入しないとき。
2. 本会議所の名誉をき損し、設立の趣旨に反する行為のあったとき。
3. 本会議所の秩序を乱す行為のあったとき。
4. 出席義務を履行しないとき。
5. その他会員として適当でないと認められたとき。

2 前項第2号から第5号までの規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第18条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び数)

第19条 本会議所の役員は、次のとおりとする。

1. 理事長 1人
2. 副理事長 2人以上4人以内
3. 専務理事 1人
4. 理事（理事長、副理事長、専務理事を含む）10人以上25人以内
5. 監事 2人

2 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団及び財団法人法上の代表理事とする。

(役員以外の役職及び権限)

第20条 本会議所に、役員以外に次の役職を置く。

直前理事長 1人

- 2 直前理事長は、前事業年度の理事長が就任する。
- 3 直前理事長は、理事長経験を生かし、所務について必要な補助をする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議により選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 役員を選任方法については、役員選任規程による。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、毎年1月1日からその年の12月31日までとし、監事の任期は、毎年1月1日から翌年の12月31日までとする。ただし、補欠により選任された役員の場合は、現任役員の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においてもこの定款に定める定数に足りないときは、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員等の職務)

第23条 理事長は、本会議所を代表し、業務を総括する。

- 2 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な補佐をする。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を処理するとともに、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、かつ、第58条に規定する事務局を統括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 理事長及び副理事長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 1. 理事の職務執行を監査すること。
 2. 本会議所の業務及び財産の状況を監査すること。
 3. 理事会に出席し意見を述べること。
 4. 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 5. 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 6. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
 7. その他一般社団及び財団法人法に定める職務を行うこと。

(役員解任)

第24条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 第17条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第17条第2項中「前項第2号から第5号まで」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

第4章 総 会

(総会の構成)

第25条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第26条 本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(決議事項)

第27条 総会は、次の事項について決議する。

1. 定款の変更
2. 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
3. 事業報告及び会計報告の承認
4. 会員の除名
5. 役員を選任及び解任
6. 入会金及び会費の額の決定
7. 役員報酬の額
8. 本会議所の解散
9. 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
10. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第28条 定時総会は、毎年1月及び12月に開催し、1月に開催する通常総会をもって、一般社団及び財団法人法第36条第1項の定時社員総会とする。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事会が必要と認めたとき。
2. 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第29条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも10日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第30条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の決議)

第31条 総会は、正会員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもってこれを議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、正会員としての議決権を有しない。

(特別決議)

第32条 第27条第1号、第4号、第5号(解任に係る事項に限る)及び第7号に掲げる事項を総会で決議するには、総正会員の4分の3以上の議決によらなければならない。

(総会における書面表決等)

第33条 正会員は、総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、第31条、第32条及び第36条第1項第3号の規定の適用については、その正会員は出席した者とみなす。

(総会の権能)

第34条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

1. 一般社団法人美馬青年会議所運営規定(以下「運営規定」という。)
2. 一般社団法人美馬青年会議所役員選任規定(以下「役員選任規定」という。)
3. 会員資格規定

4. 一般社団法人美馬青年会議所庶務規定（以下「庶務規定」という。）
5. その他会議所の運営に関する重要な事項

（総会の議決事項の通知）

第35条 理事長は、総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を会員に書面で通知しなければならない。

（総会の議事録）

第36条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会の日時及び場所
- ② 正会員の現在数
- ③ 総会に出席した正会員の数
- ④ 議決事項
- ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
- ⑦ その他法令で定められた事項

2 議事録には、議長のほか、総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

（理事会の構成）

第37条 本会議所の理事会は、理事をもって構成する。

2 直前理事長、監事並びに公益社団法人日本青年会議所へ出向している者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（理事会の種類及び招集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

3 定例理事会は、毎月1回開催する。

4 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事の5分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

5 前項第2号に規定する場合にあっては、理事長は請求の日から5日以内に、2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。

6 その他の事項については、運営規定による。

（理事会の権能）

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

1. 総会の議決した事項の執行に関する事項
2. 総会に付議すべき事項
3. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の議長）

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の決議）

第41条 理事会は、理事の3分の2以上の出席により成立し、その議決は出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、総会において特別議決を要する事項については、出席理事の3分の2以上の同意をもって議決する。

2 前項前段の場合、議長は理事として議決権を行使することができない。

（理事会の議事録）

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 理事会の日時及び場所

2. 理事の現在数
 3. 理事会に出席した理事の氏名
 4. 議決事項
 5. 議事の経過の概要及びその結果
 6. 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか理事会に出席した理事のうちから、選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 例会および委員会

(例会)

第43条 本会議所は、毎月1回以上例会を開催する。

- 2 例会の運営に関し必要な事項は、運営規定による。

(委員会の設置)

第44条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、及び実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第45条 委員会は、委員長1人、副委員長1人以上2人以内及び委員若干人をもって構成する。

- 2 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て、委員長が任命する。
- 3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 財産目録に記載された財産
2. 会費
3. 入会金
4. 寄附金品
5. 事業に伴う収入
6. 資産から生ずる収入
7. その他の収入

(資産の種別)

第47条 本会議所の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 1. 本会議所の設立の際、基本財産として特別に管理することとされた財産
 2. 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 3. 総会において基本財産に組み入れることを議決した財産
- 3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第48条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第49条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若

しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第50条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第51条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第52条 本会議所の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前30日までに総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるためその承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から1月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の承認を得るまでの間は前事業年度の予算を執行する。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第53条 本会議所の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に総会の承認を得なければならない。

第8章 管 理

(定款の備付け)

第54条 理事長は、定款その他諸規定、会員名簿並びに総会及び理事会の議事録を常に会議所事務局に備えておかなければならない。

(報告書等の備付け)

第55条 理事長は第53条に規定する書類をその定時総会の開会日の2週間前までに事務局に備えておかなければならない。

(書類の閲覧)

第56条 会員は、第53条及び第54条の書類をいつでも閲覧することができる。

2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

(提出)

第57条 理事長は、定時総会終了後、遅滞なく、第53条の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第58条 本会議所の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款を変更するときは、第32条に規定する総会の決議がなければならない。

(合併)

第60条 本会議所は、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団及び財団法人法上の法人との合併をすることができる。

(解散)

第61条 本会議所は、次の事由により解散する。

1. 第27条に規定する総会による解散の決議があったとき
2. 正会員が欠けたとき
3. 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所による解散命令があったとき

（清算人）

第62条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

（剰余金の処分制限）

第63条 本会議所は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

（残余財産の帰属）

第64条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に定める法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

（解散後の会費の徴収）

第65条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するために必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 公告

（公告）

第66条 本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 雑則

（委任）

第67条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- ① 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- ② 本会議所の最初の代表理事は内藤貴喜、森藤利仁、一井真憲及び遠藤公信とする。
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立登記を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度開始日とする。

一般社団法人美馬青年会議所会員資格規定

第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所会員の資格および入会希望者の取扱いに関する事項を規定したものである。

第2章 入 会

第2条 入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出しなければならない。

第3条 前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

1. 入会后満1カ年以上経過している者
2. 被推薦者に対して1カ年間の義務履行の連帯保証ができる者

第4条 理事会は、入会資格審査を担当委員会へ委託する。

第5条 担当委員会は、推薦者ならびに入会希望者に面接するとともに、入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

第6条 理事会は、答申に基づき審査し入会の適否を決定する。ただし、出席理事の3分の1以上の反対があるときは承認しない。入会の諾否は、理事長が推薦者ならびに入会申込者に書面で通知する。

第7条 入会を承認された者は、入会金および会費の納入をもって正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に会費等の納入をしない場合はこの限りでない。

第8条 定款第14条に定める入会金ならびに年会費は、下記の通りとする。

入会金 正会員 金 10,000円

特別会員 金 50,000円(終身会費)

年会費 正会員 金 120,000円

賛助会員 一口 金 30,000円(一口以上)

正会員資格を持たない直前理事長並びに監事 年会費 金 30,000円

前年度に正会員資格を持ちつつ出産した女性正会員 年会費 金 40,000円

② 会費は、6月末日までに入会を承認された者については全額とし、7月以降の入会については半額とする。

第3章 会費の納入

第9条 定款第14条に定める年会費等は、毎年1月31日までに納入しなければならない。ただし、1月31日と7月31日までの2期に分納することができる。

第4章 会員の失格

第10条 定款第18条に定める行為があった時は、担当委員会が実情を調査して理事会に報告する。

第11条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い、理事会に報告しなければならない。

第12条 例会および委員会の会合に、欠席が連続3回に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意志表示および行為のない場合は理事会に報告する。

第13条 前条ならびに第11条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会せしむることができる。

第5章 休 会

第14条 病気、産前、産後、育児または海外出張等により長期間に亘る欠席が余儀なくされる時は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て当該年度休会することができる。ただし、休会中の会費は納入しなければならない。

1. 正会員の女性の出産が事由である場合は、出産予定日の2か月前から出産後1年後までの期間を休会することができる。また会費は一部免除される。この場合には、会費を一部免除されている年度に正会員として活動することもできる。
2. 出産・育児休会の年会費区別は、出産日を基準として前期・後期から1年とする。
3. 勤務地もしくは居住地が災害に遭い、公的支援を受けるような被害を被った場合、理事会の判断により休会できる。その時の会費は免除となる。ただし前期・後期で分ける。

第6章 特別会員

第15条 定款第9条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得て、所定の入会金を納入したのち特別会員となることができる。

第16条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第7章 名誉会員

第17条 本会議所の正会員および特別会員でない者で、本会議所の設立発展に功労のあったものは、理事会の推薦により名誉会員となる。

第18条 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第8章 賛助会員

第19条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人および団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しないときは退会とする。

② 会員資格は、1カ年限りとする。

第20条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第21条 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第9章 顧問

第22条 顧問は、青年会議所の活動に対して適切な指導または助言を与える者で、原則として任期は1カ年とする。ただし、再任は妨げない。

細 則

第23条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附 則

本規定は、1981年9月6日より施行する。ただし第3条1については1982年9月1日より施行する。
2013年1月1日 改正

一般社団法人美馬青年会議所役員選任の方法に関する規定

第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所定款第30条により、本会議所の次年度の役員（理事長、副理事長、理事、監事）の選出の方法を定めたものである。

第2章 理事長・監事の選出委員および理事の選出のための選挙管理委員会

第2条 理事長、監事の選出委員および理事を選挙により選出するため、その選挙の管理および執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。（以下選挙管理委員会と称する）

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員5名とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該年度理事長が理事会の承認を得て毎年6月30日までに各々指名により選出する。委員の欠員を生じた時は、その補欠は前項に準じ理事長がこれを指名する。

第4条 選挙管理委員会の任期は、4ヶ月とする。ただし、理事会の決議により任期を延期することができる。

第5条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理および執行に関して責に任ずる。

第6条 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意でもってこれを決する。

第3章 理事長・監事の選出委員会

第7条 次年度の理事長および監事を選出するために、理事長、監事の選出委員会をおく。（以下選出委員会と称する）

第8条 選出委員会は、現在の理事および理事経験者7名によって組織され、委員長には現在の理事長がこれにあたる。

第9条 6名の選出委員は、7月の例会出席正会員により、3名連記無記名投票によって選出する。なお、最低位同得票の場合には選挙管理委員会の合議により決する。

第10条 選出委員会の被選挙人は、理事経験者で6月30日現在において正会員であるものとする。

第4章 理事長・監事の選出

第11条 選出委員会は、委員全員の合意によって次年度の理事長1名および次年度監事2名を選出する。ただし、委員会は5分の4以上の委員の出席を要し、選出委員会の総意により決する。

第12条 前条によって選出される次年度の理事長および監事は、当該年度の6月30日現在において、正会員たることを要する。ただし、下記に掲げるものは被選挙人となり得ない。

1. 会費の納入を遅滞しているもの
2. 次年度において正会員の資格なきもの
3. 理事経験なきもの

第13条 選出委員会は第11条により選出された次年度の理事長および監事の氏名を遅くとも7月25日までに理事会に通知しなければならない。

第5章 理事選挙

第14条 次年度の理事（理事長を除く）のうち、6月30日現在の正会員の10%（整数）の理事は、正会員の直接選挙により選出する。次年度の理事の数は、理事選挙の当選者の確定する前までに次年度理事長予定者が決定する。

第15条 6月30日現在の正会員は、次年度の理事の選挙権を有する。ただし会費の納入を遅滞している者を除く。

第16条 6月30日現在の正会員は、次年度の理事の被選挙権を有する。ただし、下記に掲げるものは除く。

1. 本年度を含む過去2カ年において連続して役員の地位にあるもの
2. 選出委員会において、次年度の理事長および監事に選出されたもの
3. 次年度において正会員の資格なきもの
4. 会費の納入を遅滞しているもの

第17条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成した上、7月30日までに5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第18条 前条名簿に脱漏または誤載があった場合は、当該有権者において縦覧期間に理由を記載した文書を以って、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。異議申し立てがあった場合、委員会はずみやかにこれを調査し、異議を認めた場合選挙人名簿および被選挙人名簿への追加、或いは更正を異議申し立て日より5日以内にこれをなし、且つ遅滞なくその決定を告知しなければならない。ただし、縦覧期間経過後の異議申し立ては認めない。

第19条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前までに到着するよう有権者に交付若しくは送付しなければならない。かつこのときまでに選出委員会によって選出された次年度の理事長および監事の氏名を有権者に通知することを要する。

第20条 投票は有権者1名につき1票、被選挙者数の連記制とし、かつ無記名とし、有権者は投票日の午後5時までに指定された場所に選挙管理委員会の立ち会いのもとで選挙人が直接これを投票するか、または郵送の場合は書留郵便によるものとし前日までの消印のあるものを有効とする。

第21条 開票は、選挙管理委員会および現在の監事の立ち会いの上、これを行わなければならない。

第22条 得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位定まらざる場合には、選挙管理委員会および現在の監事の立ち会いの上、当該得票者の当選順位を現在の理事長の抽選により決定する。

第23条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、遅滞なく当選者の氏名を理事会および正会員に通知しなければならない。

第6章 理事および副理事長の指名選出

第24条 次年度の理事長は、前章に定める理事選挙により、その当選者が確定した日から7日以内に残りの理事を指名により選出する。次年度の理事長によって指名選出される理事は、当該年度の6月30日現在における正会員たることを要する。ただし、下記に掲げるものは被選挙者となり得ない。

1. 選出委員会において監事に選出されたもの
2. 第5章に定める理事選挙によって当選が確定したもの
3. 次年度において正会員の資格なきもの
4. 会費の納入を遅滞しているもの

第25条 次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後直ちに選挙により選出された理事および指名により選出された理事の全員の中から次年度の副理事長2名以上4名以内を指名により選出する。

第26条 次年度の理事長は、選出された次年度の理事および副理事長の氏名を当該年度中に開催される総会の前までに理事会に通知しなければならない。

第7章 通知・報告・承認

第27条 現在の理事長は、本規定の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名をすみやかに全会員に通知しなければならない。

第28条 現在の理事長は、当該年度中に開催される総会において、選出せられた次年度の役員を改めて報告するとともに役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第8章 役員の補充選任

第29条 本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し、補充する。その指名選出は第24条に準じて行うものとする。

2. 現在の理事長は、役員の補充選任が行われた以後最初の総会において役員を選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

細 則

第30条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附 則

本規定は、1981年9月6日より施行する。ただし、第16条の(5)は1982年9月6日より施行する。

一般社団法人美馬青年会議所運営規定

第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため組織、運営等に関する事項を規定するものである。

第2章 役員の仕事

第2条 本会議所の役員は、定款に定める事項の他、次の仕事を有する。

① 理事長

1. 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
2. (公社)日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会、および理事長会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使および意見の発表を行う。

② 直前理事長

毎回理事会に出席し、意見を求められたとき理事長経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。

③ 副理事長

1. 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
2. 各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

④ 理事

1. 理事は、本会議所の目的達成のために事業を企画、検討、実施し、かつその成果を確認して、議事録又は報告書を7日以内に担当副理事長を経て理事長に提出する。
2. 各理事の職務分掌に疑義が生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

⑤ 監事

1. 監事は、本会議所の業務および財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告書を提出しなければならない。
2. 監事は、他の職務を兼務することができない。ただし、直前理事長は監事を兼務することができる。

第3章 出 席

第3条 1. 年間実質出席率の最低限界を30%とし、理事会の決議を経て、本会議所定款の定めるところにより除名することができる。ただし、当該会員は、理事会において弁明の機会をあたえられる。実質出席率とは、総会、例会、委員会および全体行事の出席率をいい、役員の場合は理事会、新入会員の場合はオリエンテーションの出席率も含む。

2. すべての会合に欠席、遅刻、早退する場合は、必ず届出ること。
3. 理事長が委員会に出席した場合、要出席回数および出席回数に各1回を加えて出席率を算出する。
4. 副理事長が担当委員会に出席した場合、要出席回数および出席回数に各1回を加えて出席率を算出する。
5. 下記の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数および出席回数に各1回を加えて報告書の受理された時に出席率を算出する。ただし、主催者側もしくは当該委員長の承認印を必要とする。

1) J C I 諸会議

2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック会員大会

3) 各地青年会議所の認証伝達式および記念式典

4) 会員会議所例会

5) 数日間に亘って開催される会合は1回として扱う

6) 病気(要医師の診断書)および海外出張等のため、長期間に亘り出席不可能な場合は、休会として出席の義務

を免除する。ただし、休会届を理事長宛に提出し、受理された日より当該年度休会扱いとする。

6. 正会員は、すべての会合に出席する際には正服を着用し、JCバッヂを佩用しなければならない。(ただし、7. 8. 9月の会合で上衣を使用しない場合はこの限りではない。)
7. 会合の出席は、規定用紙に署名する事を原則とする。

第4章 例会・定例理事会

第4条 例会は、原則として毎月17日に開催する。ただし、当日が祝祭日となった場合はその翌日とする。

② 例会の運営については、少なくとも前月の理事会において承認を受けなければならない。

第5条 定例理事会は、原則として毎月7日に開催する。

第5章 委員会

第6条 定款第40条の規定に基づき、総務広報系、ひとづくり系、まちづくり系の3委員会以上を設置する。別に必要のある時は、理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

第7条 委員会には委員長1名、副委員長1名以上2名以内および委員若干名を置く。

② 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。副委員長並びに委員は、正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

③ 委員長事故あるときは、副委員長がこれを代行する。

第8条 各委員の職務分掌は、次のとおりとする。

① 総務広報系

1. 事務局および財務の管理
2. 総会、理事会、例会開催に関する事
3. 会費の徴収
4. 会員名簿の完備
5. 褒賞、表彰、慶弔に関する事
6. 事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算書等の総会議案書作成
7. 定款諸規定に関する事
8. 物品備品の保管、管理に関する事
9. 各委員会の連絡調整事務およびその他、各委員会に属さない事
10. 会報の発行
11. 公益社団法人日本青年会議所および会員会議所との情報交換
12. 青年会議所活動の対外的PRおよび報道関係への連絡
13. その他広報活動に関する事

② ひとづくり系

1. 会員の入退会に関する事
2. 出席率向上に関する事
3. 会員相互の親睦と友情に関する事
4. 国際交流に関する事

5. 会員会議所との交流、交歓に関する事
6. 家族会の開催など、会員家族間の親睦をはかる事
7. 各種会合への参加奨励
8. 自己啓発、会員訓練に関する事
9. 議事法および実践指導力の徹底
10. 経営訓練に関する事

11. 産業および経済事情の研究に関する事

③ まちづくり系

1. 地域社会に関する事
2. 社会福祉に関する事
3. 交通、公害問題に関する事
4. 教育問題に関する事
5. マネージメントゲームの開催
6. 流通確信とそれともなうこれからの経営の勉強会開催
7. これからの経済を視聴覚教材に学ぶ

第6章 褒 賞

第9条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体および委員会に対して理事会の決定により褒賞を行う。尚、褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。

第10条 年間実質出席率が100%の会員は褒賞する。

細 則

第11条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附 則

本規定は、1981年9月6日より施行する。

2013年1月1日 改正

一般社団法人美馬青年会議所庶務規定

第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定するものである。

第2章 事務局

第2条 事務局には事務局長を置くことができ、事務局長は事務局の統轄、管理にあたる。ただし、事務局長を置かない場合は、総務委員長がこれを代行する。

第3条 総会および理事会の議事録は、事務局長がこれを作成し、事務局に備え付けるものとする。

第4条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理、保存しなければならない。

1. 本会議所の定款並びに諸規定 永久保存
2. 総会および理事会の議事録 永久保存
3. 本会議所内部の文書 5年間保存
4. 日本青年会議所および他青年会議所関係の文書綴 1年間保存
5. 会議所会報綴 1年間保存
6. 事務局日誌 3年間保存
7. 受発信簿 1年間保存
8. 前項に属さない文書 1年間保存

第5条 事務局長は、備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会計経理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は、次の通りとする。

1. 帳簿
(総勘定元帳、現金預金出納帳、会費徴収簿)
2. 決算書類および諸表
(貸借対照表、収支決算書、事務報告書、監査報告書、財産目録等)
3. 伝票
(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第7条 金銭の出納は、会計担当理事が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

1. 収入については、発行した領収書控
2. 支出については、受領した領収書
3. 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

第8条 出納は、つとめて銀行の普通および当座預金口座によって処理し、口座名義を理事長とし、理事長印を使用する。

第9条 予算の執行は、担当委員長の権限とする。執行にあたっては、計画を綿密にたて、冗費をはぶき効果的に適用することに努め、単位事業が完了したときは、速やかに計算証憑および関係書類を揃え捺印の上、理事長に提出しなければならない。

第10条 会計担当理事は、決算にあたって前払費用、未収金、未払金当を整理し、仮払勘定は原則として夫々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、かつ整理し銀行預金残高証明等証拠書類をととのえなければならない。

第11条 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。

1. 決算書類 永久保存

2. その他の会計書類 5年間保存

第4章 慶 弔

第12条 会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

1. 会員の結婚 10,000円
2. 会員の死亡 10,000円
3. 会員の長期（30日以上入院）に亘る傷病 3,000円
4. 会員および会員の配偶者の出産 5,000円
5. 会員の配偶者の死亡 10,000円
6. 会員の両親および子女の死亡 5,000円
7. 以上の外、必要と認めるとき正副理事長の協議によりこれを決定し、理事会に報告する。

第5章 旅 費

第13条 理事会の命じた事務局員の公務出張に対しては、次の通り旅費を支給する。

1. 目的地までの往復普通料金相当額（用務の都合により特別急行料金を加算する。）
2. 宿泊料は実費相当額

第14条 理事長の命じた会員の公務出張に対しては、理事会の議を経て前条に準じた旅費を支給することができる。

細 則

第15条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附 則

本規定は、1981年9月6日より施行する。

2001年12月 改正

特別事業積立金管理規定

第1条 本規定は、一般社団法人美馬青年会議所会則に基づく特別会計の規定で、その名称を特別事業積立金管理規定という。

第2条 特別事業積立金の資産は、以下の項目を目的として積み立てる。

- 1) LOM内で行われる、規模の大きい事業への事業費または助成金
- 2) LOM内外で起きた災害に対しての援助活動費または活動助成金
- 3) (社)美馬青年会議所の発展のため、正副理事長会議で承認を得た事業

第3条 特別事業積立金に積み立てる事ができるものは次の通りとする。

- 1) 一般会計より繰り入れ
- 2) LOMでの特別事業開催による事業余剰金
- 3) 諸団体からの寄付金
- 4) 資産運用による預金利子など
- 5) その他の臨時収入

第4条 特別事業積立金を管理するため特別事業積立金管理委員会を設け、委員長に当該年度理事長、委員に直前理事長、副理事長、専務理事をもって構成する。

第5条 資産の運用および取り崩しについては、第2条の目的を逸脱しない範囲において、管理委員会にて議決し、理事会に報告する。

第6条（監査） 監事は内部監査を行う。

附 則

本規定は2005年1月1日より実施する。